

3 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
法曹人口の大幅増員等 （司法制度改革推進本部、法務省）	a 平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には、合格者数1,500人程度を達成する。	結論に従った所要の措置(16年度の合格者数を1,500人程度に増加)			(法務省) 司法制度改革審議会意見書において、「平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。」とされたことを踏まえ、司法試験管理委員会は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定し、これを受けて、平成16年度の司法試験合格者は、1,483名となっており、今後も、同意見の内容に沿った措置が講じられる見込みである。	
	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。 また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。	調査・研究・検討			(法務省) 平成18年から5年間、新旧の司法試験が併行実施されることから、法務省の司法試験委員会においては、平成17年2月28日、併行実施期間中の新司法試験合格者については、平成18年は900人ないし1,100人程度、同19年は同18年の合格者についての概数の2倍程度を、旧司法試験合格者については、同18年は500人ないし600人程度、同19年は300人程度をそれぞれ一応の目安とする旨の考え方を示した。 また、同委員会は、平成20年以降の合格者数については、	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					今後、法科大学院における教育の実績等を見定めながら、更に検討することが適切であるとの考えも併せて示した。	
法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保 （司法制度改革推進本部、法務省）	予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	逐次実施(予備試験は23年より実施)				
専門分野（知的財産権、国際企業法務、医療等）に通じた法律家の養成 （文部科学省）	法科大学院の設置基準においては、弁護士等の実務家が専任教員を兼務すること、また、必要修得単位93単位の中に実定法以外の有用な科目を含めることが認められており、専門分野に通じた法律家を養成するための措置が講じられているところであるが、法科大学院における教育は平成16年度から開始するものであるため、その実施状況について必要なフォローアップを行う。	措置			（文部科学省） 平成16年4月に開校した法科大学院68校においては、大学の特色に応じ、展開・先端科目の中で知的財産権、国際企業法務、医療、環境等の多様な科目が開設されている。	
司法修習の給費制の見直し （司法制度改革推進本部、法務省）	司法修習に関しては、法科大学院設立による実務教育の実施を踏まえ、給費制については、法科大学院を含めた法曹養成制度全体を視野に入れつつ、その廃止を含め見直し、また、修習期間が1年に短縮されること等に伴い内容についても見直しを行う。	検討・結論を踏まえ措置			（法務省） 司法修習生の給費制を廃止する代わりに、司法修習生に対し、国が修習資金を貸与する制度を導入する裁判所法の改正法が、第161回国会において成立し、平成22年11月1日から施行される。	
弁護士法第72条の見直し等 （司法制度改革推進本部、法務省、経済	弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」（平成11年12月14日）及び司法制度改革審議会の意見等を	引き続き実施			（法務省） 平成16年11月26日、司法制度改革推進本部において、司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士に対して一定の裁判外紛争解決手続における代理権を付与する	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
産業省、財務省)	<p>踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。</p> <p>さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う</p>				<p>方向性を出し、所管府省においてできるだけ早期の具体化を行うこと等を内容とする「今後の司法制度改革の推進について」を決定した。</p> <p>会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となることについては、無条件でこれを認めることは困難であり、一定の条件の下にこれを認めることが可能かどうか等について引き続き検討を進める予定。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>司法制度改革推進本部における隣接法律専門職種の活用に関する決定（平成16年11月26日）を受けて、裁判外紛争解決手続の弁理士の代理業務に著作権を加えることとした弁理士法の改正案を第162回通常国会に提出した。</p> <p>(財務省)</p> <p>(税理士)</p> <p>1 規制改革委員会の見解等を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設（税理士法の一部を改正する法律（平成13年法律第38号））</p> <p>2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、税理士の裁判外紛争解決手続における代理人としての在り方については、裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律の施行後における手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討される課題とされている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>なお、同決定においては、税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者等の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用の促進に寄与していくことが期待されるとされている。</p>	
<p>国際化時代の法的需要への対応 （法務省）</p>	<p>今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士（外弁）事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士（法人を含む）との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。</p>	<p>逐次検討・結論</p>			<p>（法務省）</p> <p>平成17年4月1日、外弁による弁護士の雇用の解禁、外弁と弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）との共同事業の自由化等を内容とする外弁法の改正が施行される（司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成15年法律第128号）、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成16年政令第193号））、これに伴う国際的な法律サービスに関する需要の動向、外弁と弁護士等との提携の実態等をも踏まえて、検討を継続する。</p>	
<p>管轄裁判所合意の電子化 （法務省）</p>	<p>第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。</p>	<p>第159回国会に法案提出。成立後、公布・施行</p>			<p>（法務省）</p> <p>管轄裁判所の合意の電子化を含む「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」は、第161回国会において成立し、平成16年12月3日に公布された（平成16年法律第152号、平成17年4月1日施行）。</p> <p>同法において、第一審の管轄裁判所の合意は、書面のほか、その合意の内容を記録した電磁的記録によってもすることができるものとされた（同法による改正後の民事訴訟法第</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					11条第3項）	
法的制度基盤の整備 （司法制度改革推進本部及び関係府省）	和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断（停止）効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理）に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。	検討・措置			（法務省） ADRについての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間の行う調停、あっせん等の業務に関し、国民に選択の目安を提供するための認証の制度を導入し、併せて時効の中断及び訴訟手続の中止に係る特例並びに調停前置に関する特則を定める「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）により措置（平成19年5月31日までに施行）	
情報公開の推進等 （関係府省）	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報の保護及び事業者に不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命安全に直接かわる事案については、適時に事案（トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容）を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。	引き続き検討				
民事ルールとしての公益通報者保護制度の整備 （内閣府）	公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護するための民事ルールとしての公益通報者保護制度を整備する。 （第159回国会に関係法案提出）	法案成立後、公布			（内閣府） 平成16年6月に公益通報者保護法（平成16年法律第122号）が成立、公布。平成17年3月に公益通報者保護法の施行期日を定める政令（平成17年政令第145号）及び公益通	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）制定。法律、政令ともに平成18年4月1日施行。</p>	
<p>苦情処理委員会の活性化 （内閣府）</p>	<p>苦情処理委員会と地方消費者センターとの一層の連携を強化するとともに、苦情処理委員会が取り扱う対象事案の拡大を図るため、各地方公共団体に対して情報提供を始め、所要の措置を講ずる。</p>	措置			<p>（内閣府）</p> <p>第159回通常国会において、「消費者保護基本法」が抜本的に改正され、「消費者基本法」として成立。</p> <p>今回の改正にあたり、第19条3項の規定において「紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」旨の規定が追加されたことを踏まえ、各都道府県に対し、協力要請を行うため、平成16年6月18日付で文書を出出。</p>	
<p>総合案内窓口の整備 （司法制度改革推進本部及び関係府省）</p>	<p>利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報（組織、業務内容、過去の実績等）と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的に取りまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口（ポータルサイト等）について、これを各都道府県単位の整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。</p>	引き続き措置			<p>（法務省）</p> <p>平成16年通常国会において、総合法律支援法（平成16年法律第74号）が成立した。同法に基づき、平成18年度に新しい法人である日本司法支援センターが設立され、法的紛争解決に役立つ情報提供等の業務を開始することから、同センターの設立・業務開始に向けて準備作業を行っているところである。</p>	
<p>適正処理のための規範の制定 （司法制度改革推進本部及び関係府省）</p>	<p>a の法的制度基盤の整備に関する検討も踏まえて、苦情・紛争処理機関がそれぞれの実態に応じて、組織運営規範、紛争処理手続規範、担当者の行為規範を適切に制定し得るためのガイドラインの策定・周知等を含む諸方策を検討し、所要の措置を図る。</p>	措置			<p>（法務省）</p> <p>の法的制度基盤の整備に関しては、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）により措置（平成19年5月31日までに施行）</p>	
<p>（関係府省）</p>	<p>b 公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構（ISO）による規格制定後、各苦</p>	逐次実施				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。					
行政機関に対する 司法による監視の 改善 （司法制度改革推進 本部）	行政訴訟制度について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図り、原告適格の適切な判断を担保するために必要な考慮事項を規定する等の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の見直しを行う。 （第159回国会に係る法案提出）	法案成立 後、公布	施行		（法務省） 「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」は、第159回国会において成立し、平成16年6月9日に公布された（平成16年法律第84号、平成17年4月1日施行） 同法は、行政事件訴訟について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図る観点から、国民の権利利益の救済範囲の拡大を図り、審理の充実及び促進を図るとともに、これをより利用しやすく、分かりやすくするための仕組みを整備し、さらに本案判決前における仮の救済の制度の整備を図っている。	

イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
会社法制の現代化等 （法務省）	会社に関する規定（商法第2編、有限会社法等）について、片仮名文語体で表記されている規定の平仮名口語体化（いわゆる現代語化）を図るとともに、これらを分かりやすく再編成する。		17年中に 法案提出			（法務省） 会社に関する規定（商法第2編、有限会社法等）について、現代語化を図り、分かりやすく再編成すること等を内容とする「会社法案」を第162回国会に提出。	
民法の現代語化 （法務省）	片仮名文語体で表記されている民法について、平仮名口語体に改める（いわゆる現代語化）。	法案提出				（法務省） 措置内容記載の事項を含む「民法の一部を改正する法律」が第161回国会において成立し（平成16年法律第147号）、平成17年4月1日に施行。	
株式会社に関する最低資本金規制の抜本的見直し （法務省）	起業を促進し我が国経済の活性化に資する観点から、商法における最低資本金制度について、その内容を機能に応じて分解し、起業段階での最低資本金制度は撤廃する方向で見直す。	検討・結論				（法務省） 起業段階での最低資本金制度の撤廃等を内容とする「会社法案」を第162回国会に提出。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
会社設立に関する諸手続についての電子化 （法務省、総務省、財務省、厚生労働省）	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続（会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む）の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施			（法務省） 会社設立登記等の商業登記申請のオンライン化については、平成16年6月21日から一部登記所において実施されており、その範囲を今後、順次拡大する予定。 （総務省） 会社設立登記後の申請手続については、各地方公共団体に対して地方税の申告手続の電子化への支援を行っている。なお、各都道府県と政令指定都市から構成される地方税電子化協議会による地方税の電子申告については、平成17年1月から一部運用が開始されたところ。 （財務省） 会社設立登記後の申請手続については、国税の申告、納税及び申請・届出等の手続の電子化と併せて、安定的な稼働等に留意しつつインターネットによる手続を可能とするシステム整備を行い、平成16年9月6日から運用を開始した（一部については平成16年2月2日から運用開始） （厚生労働省） 健康保険・厚生年金保険の申請・届出等手続については、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度中に電子化したところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 （法務省）	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	措置 逐次実施			（法務省） 本店及び支店の登記申請の一括化については、商業登記申請のオンライン化と併せて平成16年6月21日から一部登記所において実施されており、その範囲を今後、順次拡大する予定。 （法務省） 商業登記情報の電子化については、引き続きできる限り早期の完了を目指し、平成17年度末までに、おおむね電子化を完了する予定である。	
債権譲渡登記制度の拡充 （法務省）	債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限（1,500キロバイトを上限とする）のみとする。	措置			（法務省） 債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限（1,500キロバイトを上限とする）のみとした。（平成16年5月6日施行、債権譲渡登記規則の一部を改正する省令（法務省令第38号））	
資本金払込証明制度の見直し （法務省）	会社設立の際の払込取扱機関への金銭の払込みがあることの証明については、本制度が金銭の払込みが実在することの確認であるとの趣旨にかんがみ、その証明の手段を現行の払込保管証明に限定せず、残高証明その他実際の払込みがあることを証明できる適切な手段によることを可能とするよう、商法において措置を講ずる。	検討・結論			（法務省） 残高証明等の手段による払込みの証明制度の導入等を内容とする「会社法案」を第162回国会に提出。	
定款の目的の記載内容の柔軟化 （法務省）	起業及び新規ビジネス参入促進等の観点から、会社の目的の記載の登記実務の運用を緩和し、柔軟な記載を認めるよう検討し、結論を得る。	検討	結論		（法務省） 会社の商号の登記に係る規制の見直し等を内容とする会社法案を第162回通常国会に提出。これを踏まえ、会社の目	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					的の記載の柔軟化についても検討しているところである。	
合併等対価の柔軟化 （法務省）	a 対日直接投資を活発化させる観点から、外国会社を含む親会社 株式や現金その他の財産を対価として合併等を行うことを可能と する合 併等対価の柔軟化について恒久的な措置を講ずる。	検討・結論			（法務省） 合併等対価の柔軟化についての恒久的な措置を講ずること等を内容とする「会社法案」を第162回国会に提出。	
（財務省）	b 税制上の措置について、課税の適正・公平及び租税回避防止の 観点も十分に踏まえ、検討する。	検討（16年度以降）			（財務省） - 税制上の措置について、課税の適正・公正及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ、新会社法制の施行までの間に検討し、結論を得る。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
社債・融資法制の連続化 （法務省、金融庁）	<p>社債に関する法制と借入れに関する法制を連続化することが、将来における我が国の金融の活性化を図る観点から必要であることから、以下のような制度の改善について検討する。</p> <p>a シンジケートローン等において、1人の債権者が他の債権者の債権も含めた被担保債権の担保権者となり、その担保権の管理を行うことができるようにすべきであるとの指摘があることから、信託の在り方を見直す中で、制度の整備の必要性を検討する。</p> <p>b 社債について、担保の種類の制限（担保附社債信託法（明治38年法律第52号）第4条）は撤廃する。</p> <p>c 社債の発行形態の自由度を高める（いわゆる売出發行形態の許容を含む）。</p> <p>d 有限会社についても、社債の発行を認める。</p>	逐次検討・結論			<p>（法務省）</p> <p>aについて</p> <p>信託の在り方については、平成16年9月、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会（信託法部会）を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。</p> <p>左記の措置内容については、信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議が進められている。</p> <p>現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。</p> <p>bについて</p> <p>担保の種類の制限を緩和すること等を内容とする担保附社債信託法の一部改正等を内容とする「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第162回国会に提出。</p> <p>c, dについて</p> <p>社債の発行形態の自由度を高めること及び有限会社と同様の機関設計を有する株式会社について社債の発行を認めること等を内容とする「会社法案」を第162回国会に提出。</p> <p>（金融庁）</p> <p>信託の在り方については、昨年9月、法制審議会に信託法</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>の見直しに関する専門部会（信託法部会）を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目途として作業を行っているところである。</p> <p>左記の措置内容については、信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられており、具体的な調査審議が進められている。</p> <p>現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。</p>	
新しい投資スキームの創設 （経済産業省）	より一般的な投資ファンド法制を整備するため、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。	検討	結論		<p>（経済産業省）</p> <p>第159回通常国会において、現行の中小・ベンチャー企業への投資促進を目的とした「中小企業等投資事業有限責任組合法」を、一般的な投資ファンド法制である「投資事業有限責任組合法（ファンド法）（平成10年法律第90号）」に改正した。（平成16年4月21日施行）</p> <p>本改正により、以下～の改善がなされた。投資対象</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>を、公開の有無、企業の規模を問わずに事業者全般とした。融資や社債・CPその他の有価証券の取得・保有など投資手法を大幅に追加した。有限責任組合から他の有限責任組合や民法組合などへの出資の制限を撤廃した。組合員人数にかかる制限を撤廃した。</p> <p>今回の改正により必要な法整備がなされたと認識しており、今後の改正は予定していない。</p>	
私法上の事業組織形態の検討 （法務省、金融庁）	a 出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。	検討・結論			（法務省・金融庁） 現在、法務省において、出資の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する合同会社の創設等を内容とする「会社法案」を第162回国会に提出。 合同会社の創設に併う投資家保護ルールの整備については、現在、金融審議会第一部会において審議が進められている投資サービスにおける投資家保護のあり方についての検討状況を踏まえながら、合同会社の社員権を証券取引法上の有価証券とする等、所要の制度整備を行う。	
（法務省、経済産業省、財務省）	b 合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。	検討			（法務省） 出資の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する合同会社の創設等を内容とする「会社法案」を第162回国会に提出。 （経済産業省） 出資の有限責任、内部自治原則が確保されるというような	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>特徴を有する有限責任事業組合の創設等を内容とする「有限責任事業組合契約に関する法律案」が第162回国会において成立（平成17年法律第40号）した。</p> <p>（財務省）</p> <p>平成17年度税制改正において、有限責任事業組合制度につき、民法組合の特例との法的位置づけを踏まえ、組合段階では課税せず組合員を納税義務者とする取扱いとする等、適正な課税関係の構築を行った。</p>	
<p>動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化 （法務省）</p>	<p>動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。</p> <p>また、企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する</p>	<p>結論・法案提出</p> <p>検討開始</p>			<p>（法務省）</p> <p>措置内容記載の事項を含む「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が第161回国会において成立し（平成16年法律第148号）、平成17年10月頃に施行予定。</p> <p>なお、企業担保権制度等については、検討を開始した。</p>	
<p>保証制度の見直し （法務省）</p>	<p>保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとする等、保証関係規定の見直しを行う。</p>	<p>法案提出</p>			<p>（法務省）</p> <p>措置内容記載の事項を含む「民法の一部を改正する法律」が第161回国会において成立し（平成16年法律第147号）、平成17年4月1日に施行予定。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
倒産法制の整備 （法務省）	賃料債権の処分等についての効力の制約を定めた破産法（大正11年法律第71号）第63条の規定を削除し、また、適正価格による不動産等の資産の処分に関する否認の要件を明確化する。	第159回国会に法案提出。成立後、公布・施行			<p>（法務省）</p> <p>第159回国会において成立した新破産法（平成16年法律第75号）においては、旧破産法（大正11年法律第71号）第63条に相当する規定は設けられていない（なお、旧破産法は、新破産法の施行により廃止された）</p> <p>また、新破産法第161条においては、適正価格による不動産等の資産の処分に関する否認の要件が明確化されている。</p> <p>なお、新破産法は平成17年1月1日に施行された。</p>	

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
出入国管理施策の在り方の見直し （法務省）	平成17年を目途に予定している第三次出入国管理基本計画の策定に際しては、我が国が必要とする幅広い高度人材の獲得に向けて、我が国労働市場への影響を考慮しつつ、高度人材の範疇、高度人材の具体的受入策等について検討する。その際、幅広く人材を受け入れることの是非についても社会的コスト等多様な角度から検討する。	検討	結論			（法務省） 第三次出入国管理基本計画を平成17年3月に策定した。	
IT技術者に係る資格の相互認証等 （経済産業省、法務省）	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。	逐次実施				（法務省） 「技術」の在留資格に関し、法務省告示で定める国内外の情報処理に関する試験の合格者等について学歴または実務経験要件を問わないこととする特例措置の対象にミャンマー及び台湾の情報処理に関する試験を追加した（平成16年法務省告示第363号（平成16年8月27日施行））。	
（経済産業省）	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施				（経済産業省） 我が国の情報処理技術者試験と各国の民間資格との相互認証について、検討及び現地調査を行った。 その結果、各国の民間資格は特定企業・特定製品に依存するものが多く、国家試験である我が国情報処理技術者試験との相互認証は、現時点においては困難と考えている。	
（経済産業省）	c IT技術に関する我が国における外国人に対する試験制度についても、日本語による試験のみならず、その代替手段として英語等による試験を実施することを検討し、結論を得る。	検討・結論				（経済産業省） 我が国のIT企業が外国で雇用・取引を行う人材の評価については、諸外国の試験と我が国の情報処理技術者試験を相互認証しており（平成17年3月31日現在、10カ国・地	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>域)、諸外国の試験の評価を活用することが可能である。</p> <p>我が国のIT産業の実態を踏まえると、我が国で就労する外国人IT人材については、日本語ができることが受入企業側の要件となっているのが通例であり、英語等による試験実施に対する需要はほとんど認められない。</p> <p>したがって、英語等の試験を提供するために要する膨大な費用も勘案すると、現時点で、日本語以外による試験の提供を行うことは困難である。</p>	
投資家・経営者等に関する在留資格の明確化、入国手続の迅速化 (法務省)	a 投資及び経営を行う外国人の在留資格制度に関する理解を深め、我が国における投資等の機会を確保する観点から、これら外国人の在留資格要件(「投資・経営」、「人文知識・国際業務」等)の具体的事例等を解説し公表するなど、制度の周知徹底を図る。	措置			(法務省) 法務省ホームページにおいて、「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の各在留資格とその関係について公表し、周知徹底を図った。	
	b 在留資格の付与手続を円滑に行えるよう入国手続の迅速化を図る。	措置			(法務省) 地方入国管理局に対し、優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について指示を行った(平成16年3月4日法務省入国管理局長通達)。	
海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等 (法務省)	a 転勤に伴い入国する外国人について、当該外国人が選択し得る在留資格の周知徹底を図るとともに、入国管理窓口等においても適切な助言を行うよう徹底する。	措置			(法務省) 法務省ホームページにおいて、「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の各在留資格とその関係について公表し、周知徹底を図った。	
	b 上記措置を講じてもなお、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、そ	逐次検討			(法務省) 上記措置を講じた後、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	の見直しも検討する。				人の転勤の障害となっているという状況は認められなかった。	
外国人人材育成に資する研修・技能実習制度の見直し（厚生労働省、法務省）	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。	逐次実施			（厚生労働省、法務省） 技能実習移行対象作業に「織物・ニット浸染作業」を追加した（平成17年4月1日実施）。	
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	逐次実施			（法務省） 平成17年に策定した第三次出入国管理基本計画において、研修・技能実習制度の適正化の方向性を示したところであり、同計画に基づいて、運用の適正化を図るとともに、制度自体の見直しも併せて行っていく。 （厚生労働省） 技能実習制度の実施に当たっての中核的機関と位置づけられている（財）国際研修協力機構を通じ、失踪防止等の観点から、研修生・実習生の受入企業に対する巡回指導を強化した。	
学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与（法務省）	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。	措置			（法務省） 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（平成17年法務省告示第104号）により措置済。	
入国管理体制の整	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受け入れを一層積極的に進め	逐次実施			（法務省）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
備等 （法務省）	るとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。				平成17年2月に開港した中部国際空港における円滑な出入国審査を行うため、同空港に名古屋入国管理局中部空港支局を設置し、所要の人員を配置した。また、首都圏における不法滞在者を減少させるため、東京入国管理局に摘発方面隊を設置し、警察等関係機関と連携して摘発体制を強化した。	
	b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。	逐次実施			（法務省） 護送・収容及び送還業務について引き続き民間委託を実施した。	
問題のない国・地域に対する査証免除対象国の拡大 （外務省）	我が国の査証免除対象国は現在63か国・地域に限定しているが、人的交流の促進、観光立国等の観点から、不法就労、不法滞在、犯罪、テロ等に留意し、治安に影響を及ぼさないための措置等を講じつつ、問題のない国・地域に対する査証免除措置を拡大する。	逐次実施			（外務省） ・香港特別行政区（SAR）旅券所持者及び英国外市民（BNO）旅券所持者に対する査証免除措置（2004年4月1日～） ・韓国人修学旅行生に対する査証免除措置（2004年3月1日～） ・中国人修学旅行生に対する査証免除措置（2004年9月1日～） ・マカオ特別行政区（SAR）旅券所持者に対する査証免除措置（2005年3月25日～）	
韓国人に対する期間限定査証免除の実施 （外務省）	我が国への観光を目的とする者を始めとして査証免除を求める要望が強いこと、平成14年のサッカーのワールドカップ共催時に期間限定査証免除措置を試行した実績があること、韓国側は査証免除措置を実行していること、現在FTA締結に向けた交渉が本格化し		措置		（外務省） ・平成17年3月1日より9月30日まで期間限定の査証免除を実施。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	つつあること等を踏まえ、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券の導入を前提に、我が国における不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさないための措置を講じつつ、問題のない場合には、段階的措置として再度の期間限定査証免除措置を実施する。					
香港住民に対する査証免除の実施 （外務省）	我が国と香港との間の人的交流促進の重要性とともに、香港の出入国管理が厳重に行われていること、香港住民の不法滞在が少ないこと等を総合的に考慮し、治安等にも留意しつつ、早急に査証免除措置を講ずる。	措置			（外務省） ・平成16年4月1日より査証免除を実施。	
中国人に対する査証発給手続等の見直し （外務省）	a 相手国政府、日中双方の旅行会社等とも協力し、我が国への不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさない措置等を講じつつ、問題がない場合には、団体旅行に関する査証発給対象地域を段階的に拡大する。	逐次実施			（外務省） ・平成16年9月15日より従来の2直轄市及び1省（北京市、上海市、広東省）に加え、1直轄市及び4省（天津市、江蘇省、浙江省、山東省、遼寧省）を団体観光査証発給対象地域として追加。	
	b 相互の来訪が円滑になるよう、数次査証の発給対象条件についても、株式市場上場企業の管理職等に限定せず、段階的に緩和する。	逐次実施			（外務省） ・数次査証発給の対象として、上場企業の管理職に限定せず、拡大を行った。	
数次査証の対象範囲の拡大、発給要件の緩和等 （外務省）	a 不法滞在、不法就労やその他の犯罪の防止等に留意しつつ、各国におけるニーズ等を踏まえ、問題のない国については、早急に数次査証の発給、発給要件の緩和等を図る。	逐次実施			（外務省） ・数次査証発給基準の緩和及び現地発給化（アジア、大洋州地域）	
	b インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるように申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在す	措置			（外務省） ・アジア・大洋州諸国人に対する数次査証発給基準の緩和措置の一部として在職年数要件を5年から1年とした。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>る日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p>					
	<p>c マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びパプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。</p>	措置			<p>（外務省）</p> <p>・マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシアについては、既に在外公館限りで数次査証の発給が可能であったが、アジア・大洋州諸国人に対する数次査証発給基準の緩和措置により、パプアニューギニア国籍人についても同措置が適用されるようになった。</p>	
<p>短期滞在期間に係る運用の改善 （外務省、法務省）</p>	<p>不法滞在、不法就労等を防止する観点から、観光については、訪日外国人の滞在日数が概ね1か月未満であることを踏まえ、運用面において、在外公館において滞在日数に応じた在留期間を付した査証を発給し、入国審査においても当該滞在期間に応じた在留期間を決定する。</p>	逐次実施			<p>（法務省）</p> <p>在留資格「短期滞在」の在留期間について、査証に付された在留期間に応じた在留期間を与えることを地方入国管理局に対し指示した（平成16年12月24日法務省入国管理局長通達）。</p> <p>（外務省）</p> <p>申請者の滞在日数に応じ査証の滞在期間を付与することとした。</p>	
<p>査証発給審査に係る客観性の高いシステムの構築 （外務省）</p>	<p>a 査証発給審査の恣意性を排し、客観性、公平性の高い審査を実現するため、発給審査に係る事務について網羅的な再点検を行い、その成果を踏まえ査証発給審査のマニュアルを改善し、審査システムの向上を図る。</p>	逐次実施			<p>（外務省）</p> <p>・法務省等関係省庁との連携強化（査証申請情報の提供、情報交換等）</p> <p>・査証WANを活用した適正な査証の発給。</p> <p>・マニュアルなどを更新したCDを作成し、全公館へ配備。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	b 査証発給に必要となる書類等については逐次改定し、申請者の予見可能性を確保する。	逐次実施				
	c IT技術も活用した申請者の属性に応じた審査の導入など効率的な審査を実施する。	逐次実施				
査証申請手続等の総点検及び抜本的見直し (外務省)	a 不法入国・不法滞在、不法就労やその他の犯罪等の防止等に留意しつつ、各在外公館においては、現地各機関や関係者とも協力の上、申請者側の要望、不満等を把握するため査証申請手続の総点検を実施し、その総点検結果を踏まえ、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、申請時の提出書類の削減・簡素化、現地語の使用、申請受付時間の延長、申請窓口における対応の改善、発給日数の短縮化、査証発給に係る手数料の見直し、代理申請条件の緩和等を図る。	逐次実施			(外務省) ・査証申請提出書類の簡素化(インドシナ三国、モンゴル、キューバ) ・数次査証発給基準の緩和及び現地発給化(ロシア、NIS諸国) ・数次査証発給基準の緩和及び現地発給化(アジア、大洋州地域)	
	b 愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。	措置			(外務省) ・平成17年2月25日から9月25日までの間に発給する万博一般参観者に対する短期滞在査証について査証手数料を免除する。	
	c 特定の地域・国の外国人が査証申請する際に必要とされる「身元保証書」「招聘理由書」に関し、当該外国人を招聘する優良な事業者については、当該手続を簡素化する措置を講ずる。	措置			(外務省) ・我が国株式会社上場企業の招聘案件について、一定の条件の下、部門長名義による身元保証書等を認めることとした。	
ABTCの発行数の増大に向けた取組の推進 (外務省)	経済のグローバル化が進む中で、APEC域内のヒトの移動を円滑にするため、ABTC制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	逐次実施			(外務省) JAL及びANAの機内誌にABTCに関する記事を掲載した。 また、APEC関連会合などの機会に我が国ビジネス界から示されたABTC交付手続に関する要望を踏まえ、外務省令及	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					び告示の見直しを検討中（外務省HPに見直しの概要を掲載し、一般からの意見の募集を実施した。）	

エ 国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
永住許可要件のガイドライン化 （法務省）	どのような外国人が入管法に定められている「日本国の利益に合する」のか、単なる事例紹介のみならず、速やかに永住許可に関する基準を明確化する措置を講じ、さらに、その基準を公開することにより、ガイドライン化を図る。	措置			（法務省） 平成17年3月31日、永住許可要件のガイドラインを策定し、法務省ホームページにおいて公表した。	
永住許可における資格要件の特例措置の全国展開 （法務省）	高度人材の安定的地位の確保を促進し、経済活性化に資するためにも、構造改革特別区域推進本部評価委員会における評価を踏まえ、永住許可における資格要件の特例措置を速やかに全国展開する措置を講ずることを検討し、結論を得る。	結論			（法務省） 構造改革特区評価委員会意見により、全国展開に関する評価になじまない特例措置であると判断された。	
高度人材の移入に資する在留期間の見直し （法務省）	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。	検討開始		結論	（法務省） 平成17年3月に策定した第三次出入国管理基本計画において、在留期間の伸長の基本的な考え方を示したところであり、同計画に基づき、在留期間の伸長について具体的に検討していく。	

オ その他

規制改革・民間開放推進3年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
市における助役の収入役事務兼掌の容認 （総務省）	規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役の事務を兼掌することが可能となるよう措置する。 （第159回国会に係る法案提出）	法案提出			（総務省） 地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）により、人口10万未満の市について収入役の事務を長又は助役をして兼掌することができることとされた。（平成16年11月10日施行）	
地方公共団体の私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大 （総務省）	公金の支出について、私人への支出事務の委託が認められる経費は、外国において支払いをする経費、給与、報償金など通常の方法によっては事務処理上支障があり得る経費などが限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有するコピー機使用料などの経費については、地方公共団体が規則で追加できるよう措置する。	措置			（総務省） 地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）により、電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づく経費のような公共料金をはじめ、コピー機使用料等についても地方公共団体の規則で規定することにより、これらの経費の支出の事務を私人に委託することができることとされた。（平成16年11月10日施行）	
地方公共団体の長の命令が無くても支出ができる経費の容認 （総務省）	口座振替によって支出する公共料金のように債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる経費については、支出命令を簡素化することができるよう措置する。 （第159回国会に係る法案提出）	法案提出			（総務省） 地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）により、電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づく経費のような公共料金等に係る支出命令について、例えば年度当初において包括的に支出命令をすることができることとされた。（平成16年11月10日施行）	
郵便局において取り扱うことができ	現在、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務は、納税証明書の交付事務等であるが、固定資産課税台帳記載事項	措置			（総務省） 地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
<p>る地方公共団体の事務範囲の拡大 （総務省）</p>	<p>証明書の交付事務についても取り扱うことができるよう措置する。</p>				<p>令（昭和25年政令第245号）を改正し、同法第20条の10の規定に基づく同条の証明書に、固定資産課税台帳記載事項に係る証明書を含めることにより、郵便局においても固定資産課税台帳記載事項に係る証明書の交付事務を取り扱わせることができるようにした。</p>	
<p>地方公営企業における民間的経営手法の導入の推進 （総務省）</p>	<p>以下の事項について地方公共団体に対し要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意思を踏まえ、現在の地方公営企業形態による公共サービス供給を維持することの適否について再点検を行う。 ・廉価で質の高いサービスを供給する観点から、地方独立行政法人制度、PFI事業、公の施設の指定管理者制度、民間委託等の適切な活用を図る等効果的なサービス供給の在り方について再点検を行う。 	措置			<p>（総務省）</p> <p>地方公営企業における民間的経営手法の導入の推進については、平成16年4月13日に、「地方公営企業の経営の総点検について」（総務省自治財政局公営企業課長通知）により、以下の事項等について、地方公共団体に対し要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス供給自体の継続の適否について、事業やサービスの内容が住民ニーズや社会経済情勢に対応したものとなっているか、当初の事業目的が既に達成されていないか等の観点から再検討することが必要なこと。 ・その上で、サービス供給を継続する必要性が認められる場合にあっても、現在の地方公営企業形態によるサービス供給を維持することの適否について再検討することが必要なこと。 ・地方公営企業形態でサービス供給を継続する場合にあっても、事業の公共性及び一定のサービス水準の確保を前提としつつ、経営の自立性を高め、あるいは市場競争原理を取り入れて経営の効率化、活性化を図る手法の導入を促進することが必要であり、具体的には、公の施設の指定管理者制度、P 	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					F I事業、地方独立行政法人制度、民間委託等の民間的経営手法の導入を検討することが必要なこと。	
商工会議所法における合併規定の創設 （経済産業省）	合併に伴う手続きの簡素化、資産譲受の際の税負担を軽減させ、商工会議所同士の円滑な合併を可能にするため、合併規定を創設する。 （第159回国会に関係法案提出）	法案提出			（経済産業省） 合併規定を創設するため、商工会議所法の一部を改正（商工会議所及び商工会法の一部を改正する法律）した。当法律は平成16年4月28日に法律第39号として公布され、平成16年7月1日に施行された。	